
図解・令和2年度税制改正の大綱

～ 令和1年12月20日閣議決定～

税理士法人名南経営



MEINAN
Meinan Consulting Network

「令和2年度税制改正大綱」の概要と主要項目

- 個人所得課税においては、成長資金の供給と家計の安定的な資産形成支援の観点からの**NISA制度の見直し・延長**が行われる。次世代のイノベーションの担い手たるベンチャー企業に対する資金の流れを強化するために、**エンジェル税制の見直し**が行われる。また、全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、**未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し**が行われる。
- 法人課税においては、新しい技術・ノウハウ等を持つイノベーションの担い手であるベンチャー企業と協働し、オープンイノベーションの取組みを重点的に進めていくため、**オープンイノベーションに係る措置として出資の一定額の所得控除を認める措置**が設けられる。また、企業の機動的な組織再編を促し、企業グループの一体的で効率的な経営を後押しするため、**連結納税制度が抜本的に見直され、グループ通算制度へ移行される**。合わせて単体納税制度についても見直しが行われる。
- 消費課税においては、居住用賃貸建物の仕入税額控除を厳格に行う観点から、**居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除制度の適正化**が行われる。また、法人税の申告期限に合わせて、**法人に係る消費税の申告期限の特例の創設**が行われる。

【個人所得課税】

- NISA制度の見直し・延長
- エンジェル税制の見直し
- 未婚のひとり親に対する税制上の措置、寡婦控除の見直し
- 国外中古建物の不動産所得に対する損益通算等の特例

【資産課税】

- 医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の延長

【法人課税】

- オープンイノベーションに係る措置の創設
- 連結納税制度の見直し(グループ通算制度への移行)

【消費課税】

- 居住用賃貸建物の取得等の仕入税額控除の見直し
- 消費税の申告期限延長特例の創設

NISA制度の見直し・延長①

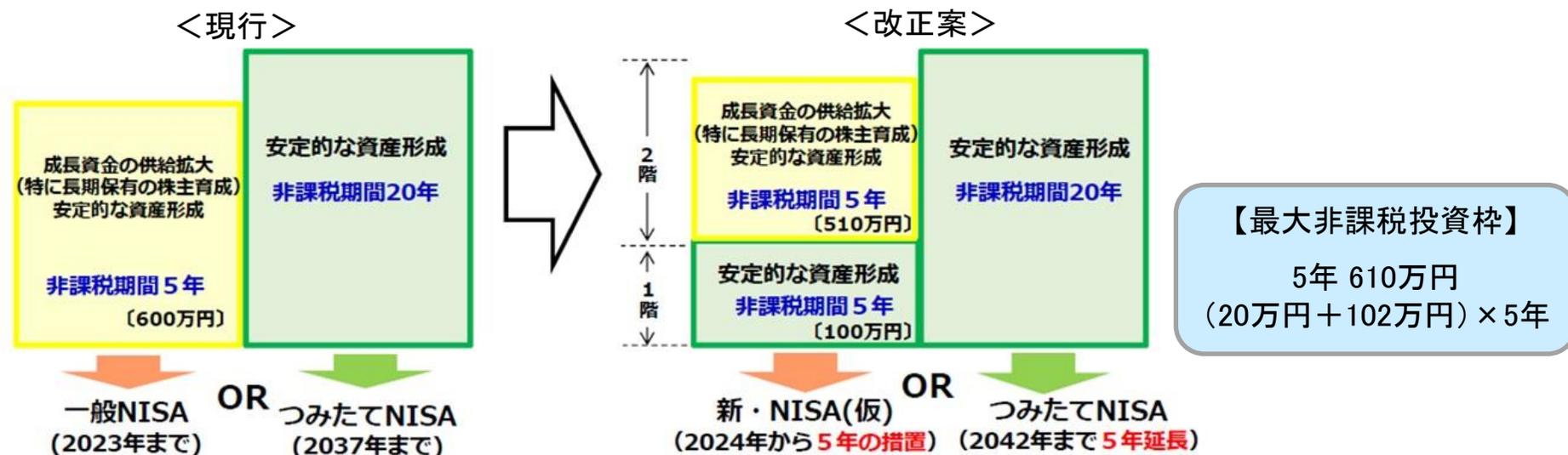
減税

個人所得課税 大綱P1-5

- 「つみたてNISA」について令和24年12月31日まで5年延長する。
- 一般NISAについては令和5年12月31日の終了に合わせ、新たな制度を創設し、つみたてNISAとの選択適用とする。
- 「ジュニアNISA」については、令和5年12月31日に終了する。令和6年1月1日以後、課税未成年者口座及び未成年者口座内の上場株式等及び金銭の全額について源泉徴収を行わずに払い出すことができる。

【新NISA創設】

- 1階部分はつみたてNISAと同様とし、公募等株式投資信託の受益権の管理は、特定累積投資勘定(仮称)において行う。
- 1階部分の毎年の取得対価の額の合計額は20万円を上限とする。
- 2階部分は現行の一般NISAから高レバレッジ投資信託などを除き、上場株式等の管理は、特定非課税管理勘定(仮称)において行う。
- 2階部分の毎年の取得対価の額の合計額は102万円を上限とする。



出典: 金融庁「令和2年税制改正について」

NISA制度の見直し・延長②

減税

税制措置	対象者	口座開設期間	非課税枠	非課税期間	商品制限	選択・併用
NISA	20歳以上の居住者	平成26年1月～令和5年 (新NISAに見直し)	毎年120万円 (最大600万円)	最長5年間	なし	つみたてNISAと選択
新NISA	20歳以上の居住者	令和6年～令和10年	毎年20万円+102万円 の2階建て (最大610万円)	最長5年間	1階: つみたてNISAと同じ 2階: 安定的な資産形成 に不向きな一部の 商品は除く	つみたてNISAと選択
ジュニアNISA	0歳～19歳の居住者	平成28年4月～令和5年 (延長せずに終了)	毎年80万円 (最大400万円)	最長5年間	なし	
つみたてNISA	20歳以上の居住者	平成30年1月～令和24年 (5年間延長)	毎年40万円 (最大800万円)	最長20年間	あり	NISAと選択

【ポイント】

- 令和5年までにNISA口座を開設していた場合などは1階部分の投資をせずに2階部分への投資も可能となる。

エンジェル税制の見直し

増税

減税

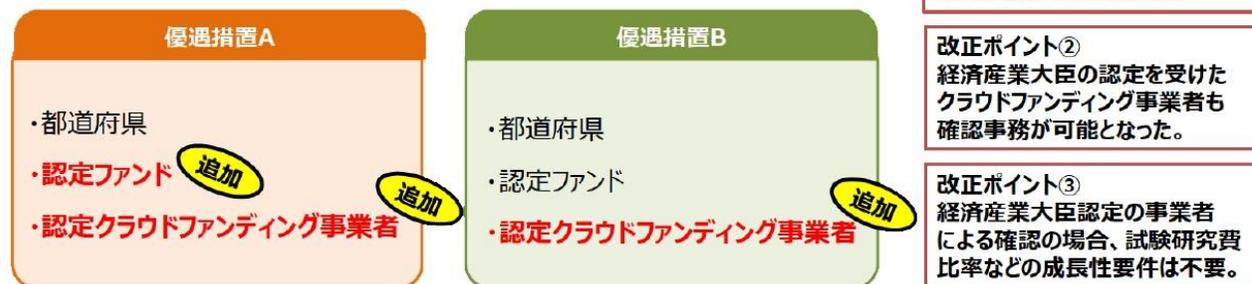
個人所得課税 大綱P6-8

- 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等について、**適用対象となる特定中小会社の範囲にクラウドファンディングを通じて投資される等一定の要件を満たした株式会社を加える。**
- 特定新規中小会社が発行した株式の取得をした場合の課税の特例について、一定の見直しをする。
- 特定新規中小会社が発行した株式の取得をした場合の課税の特例について、**令和3年1月1日以降は控除限度額を800万円(現行:1,000万円)に引き下げる。**

【制度の概要】

- エンジェル税制は下記の三つの特例で構成されている。
 - ① 特定新規中小会社が発行した株式の取得をした場合の課税の特例(下記、優遇措置A)
 - ② 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例(下記、優遇措置B)
 - ③ 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例
- ①の特例は、下記の図「優遇措置A」の金額を限度に、所得税の寄附金控除の適用をすることができる。
- ②の特例は、上場株式等に係る譲渡所得の金額の計算上、一定の株式の投資額全額を控除することができる。
- 「優遇措置A」と「優遇措置B」については、いずれかを選択して適用することができる。

◎ 改正後の確認事務を行う者



改正ポイント①
優遇措置Aでも都道府県以外
の確認事務が可能となった。

改正ポイント②
経済産業大臣の認定を受けた
クラウドファンディング事業者も
確認事務が可能となった。

改正ポイント③
経済産業大臣認定の事業者
による確認の場合、試験研究費
比率などの成長性要件は不要。

【ポイント】

- 優遇措置Aについては、投資先企業の要件が設立3年未満から5年未満へ拡充された。
- 確認事務を行う者がクラウドファンディング等を通じて投資される法人まで範囲が拡大された。

出典:経済産業省「令和2年度(2020年度)経済産業関係税制改正について」

低未利用土地等の長期譲渡所得の特別控除の創設

個人所得課税 大綱P10-11、13-14

- 都市計画区域内にある低未利用土地又はその上に存する権利(以下「低未利用土地等」という。)であることについての市区町村の長の確認がされたもので、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡を土地基本法等の一部を改正する法律(仮称)の施行の日又は令和2年7月1日のいずれか遅い日から令和4年12月31日までの間にした場合には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を上限に控除することができる。
- その個人の配偶者その他のその個人と一定の特別の関係がある者に対する譲渡は対象とならない。
- 低未利用土地等の上にある建物を含めた譲渡対価として一定の額が500万円以下の譲渡に限られる。
- 譲渡後の低未利用土地等の利用についても市区町村長の確認が必要となる。
- 適用を受けようとする低未利用土地等と一筆の土地から分筆された土地等について、前年又は前々年にこの適用を受けている場合にはその低未利用土地等については適用ができない。

施策の背景

- ・地方部を中心に、全国的に空き地が増加。(地方部における世帯所有の「宅地」の約10%が空き地)

【典型的なケース】

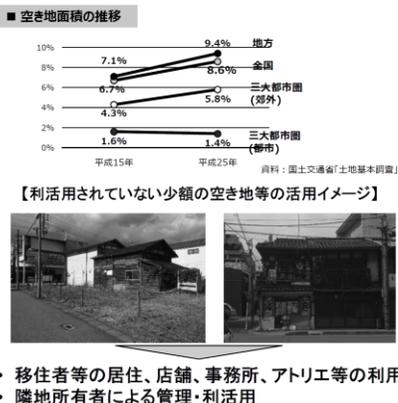
- ・少額取引の場合、相対的に譲渡費用(測量費、解体費等)の負担が重い。
- ・譲渡費用に見合った希望額での売却が実現しづらい。

➔

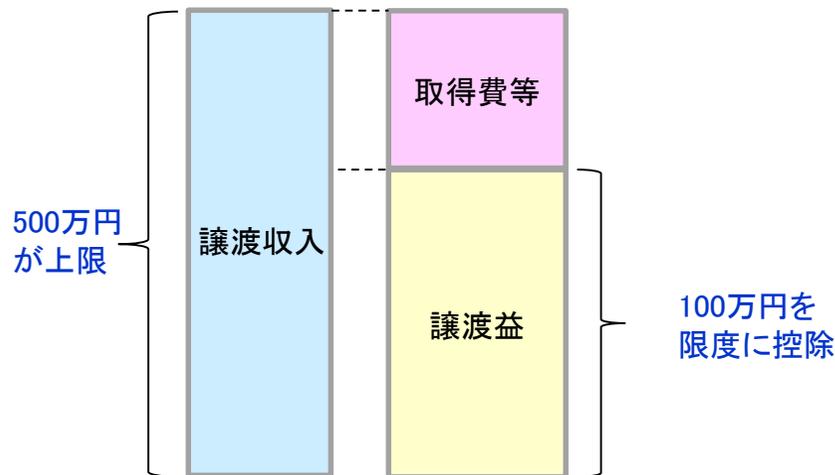
- ・利用していない土地を売却せずに所有(売却するインセンティブがない)

土地に新たな価値を見出し、適切な利用・管理を行おうとする者に対して、土地保有者が土地を売却する適切なインセンティブを付与
 ⇒ 土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化を実現(更なる所有者不明土地の発生を予防)

○ 経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日閣議決定)
 土地の適切な利用・管理の確保(略)、所有者不明土地の発生を予防するための仕組み(略)等について(略)期限を区切って対策を推進する。



【低未利用土地等を譲渡した場合】



出典：国土交通省「令和2年度国土交通省税制改正概要」

【ポイント】

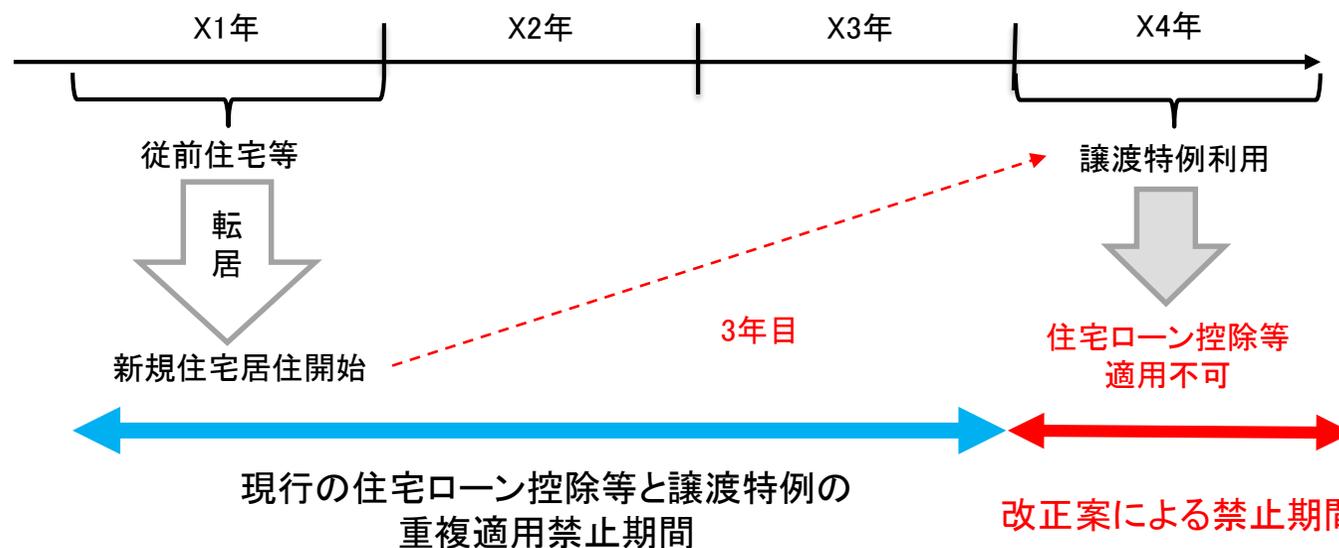
- 譲渡価額が低額(低未利用土地上の建物合わせ500万円以下)の土地の利活用を促進するための措置。
- 譲渡前と譲渡後にそれぞれ市区町村の長の確認が必要となる。

住宅ローン控除等の適用制限

増税

個人所得課税 大綱P13、16

- 住宅の取得等をした家屋(以下「新規住宅」という。)を、その居住の用に供した個人が、その居住の用に供した日から3年目に該当する年中に従前住宅等の譲渡をし、譲渡特例の適用を受けた場合には、**新規住宅について住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除の適用を受けることができないこととする。**
- 従前住宅等の譲渡とは新規住宅及びその敷地の用に供されている土地等以外の資産の譲渡をいう。
- **令和2年4月1日以後の従前住宅等の譲渡から適用する。**



譲渡特例

- ① 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ② 居住用財産の譲渡所得の特別控除
- ③ 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ④ 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例

【ポイント】

- 現行の住宅ローン控除等と譲渡特例の重複禁止期間は居住開始年の前後2年間であったが、これが3年に延長されたことで、空白期間の穴埋めとなった。

国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例

増税

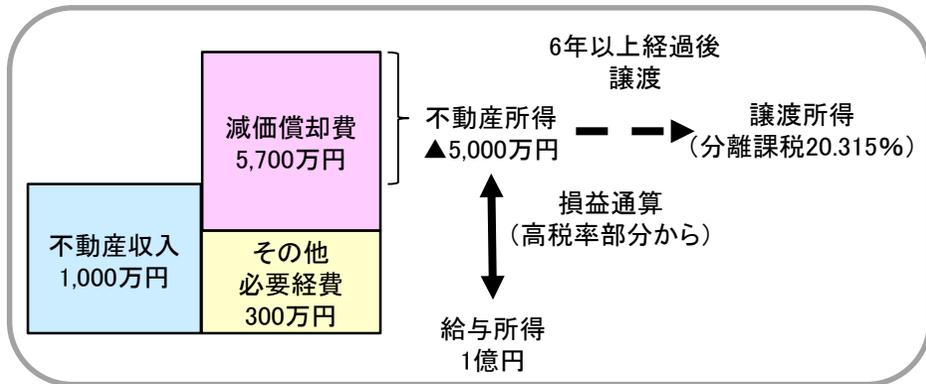
個人所得課税 大綱P16-17、20

- 国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合において、国外不動産所得の損失の金額があるときは、その**国外不動産所得の損失の金額のうち、国外中古建物の償却費に相当する部分の金額は生じなかったものとみなす**。
- **令和3年分以後の所得税の計算について適用する**。
- 国外中古建物を譲渡した場合における譲渡所得の計算上、なかつたものとみなされた償却費は取得費から控除しないこととする。
- 国外中古建物が複数ある場合には、通算後の損失が対象となる。

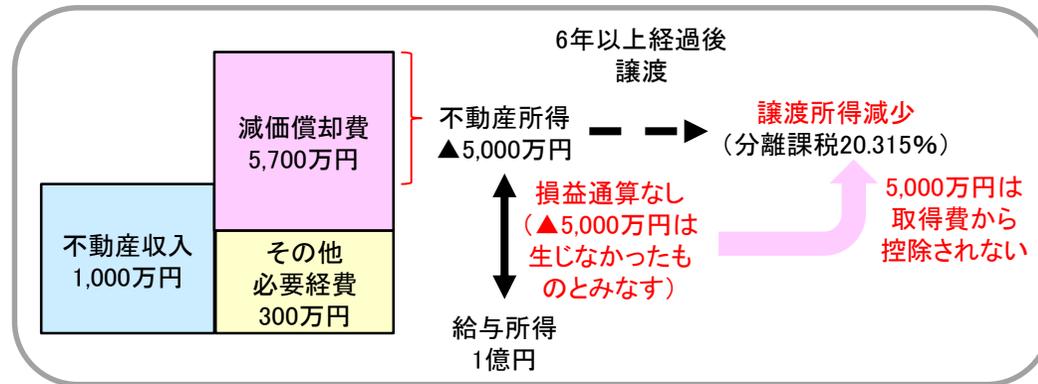
※「国外中古建物」

個人において使用され、又は法人において事業の用に供された国外にある建物であつて、不動産所得を生ずべき業務の用に供したもののうち、不動産所得の金額の計算上その建物の償却費として必要経費に算入する金額を計算する際の耐用年数を簡便法又は見積法により算定しているものをいう。

<現行>



<改正案>



【ポイント】

- 本改正により、国外不動産から生じた損失を給与所得等と損益通算することができなくなった。
- 見積法により算定している場合について、一定の書類の添付がある場合には対象とならない。

未婚のひとり親に対する措置・寡婦(夫)控除の見直し

増税

減税

個人所得課税 大綱P21-22、28-29

- 現に婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすものについて、**所得金額から35万円を控除する。**
 - ・生計を一にする子(所得金額が48万円以下)を有すること。
 - ・合計所得金額が500万円以下(年収678万円)であること。
 - ・住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がないこと。
- **寡婦控除(女性)**について、扶養親族等を有する場合の**所得制限(合計所得金額が500万円以下)**を設ける。
- **寡夫控除(男性)**について、生計を一にする子を有する場合に**控除額を35万円に引き上げる。**
- 令和2年分以後の所得税及び令和3年度分以後の住民税について適用する。

寡婦控除	合計所得金額			死別		離婚		未婚のひとり親	
	扶養親族	有	子	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
			子以外	35万円(30万円)	27万円(26万円) →0へ	35万円(30万円)	27万円(26万円) →0へ	0	→35万円(30万円)
無				27万円(26万円)	27万円(26万円) →0へ	27万円(26万円)	27万円(26万円) →0へ	—	—
				27万円(26万円)	0	0	0	—	—

寡夫控除	合計所得金額			死別		離婚		未婚のひとり親	
	扶養親族	有	子	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超	500万円以下	500万円超
			子以外	27万円(26万円) →35万円(30万円)へ	0	27万円(26万円) →35万円(30万円)へ	0	0	→35万円(30万円)
無				0	0	0	0	—	—
				0	0	0	0	—	—

【ポイント】

- 未婚のひとり親(事実婚は除く)について、男女ともに寡婦(夫)控除の枠組みで控除が可能となった。
- 寡婦と寡夫の男女間の差についても解消が図られた。

()は住民税

日本国外に居住する親族に係る扶養控除の適用

増税

個人所得課税 大綱P22-23、29

- 非居住者である扶養親族の範囲から、**30歳以上70歳未満の者で一定の者を除外する。**
- 留学により非居住者となった者、障害者、その居住者から生活費又は教育費に充てるための支払を年38万円以上受けている者はこの規制の対象とはならない。
- 留学により非居住者となった者及びその居住者から生活費又は教育費に充てるための支払を年38万円以上受けている者に係る扶養控除の適用を受けようとする場合には、給与等若しくは公的年金等の源泉徴収、給与等の年末調整又は確定申告の際に一定の書類を提出等又は提示しなければならない。
- **令和5年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに令和5年分以後の所得税について適用する。**

	非居住者親族の年齢等		適用の有無	必要書類
国外親族の扶養控除 (合計所得金額38万円以下) ※国内源泉所得で判定	16歳～29歳		有	・親族関係書類、送金関係書類
	30歳～69歳	留学生	有	・親族関係書類、送金関係書類 ・ 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した留学の在留資格に相当する資格をもって在留する者であることを証する書類
		障害者	有	・親族関係書類、送金関係書類
		年38万円以上の生活費等受給者	有	・親族関係書類、送金関係書類 ・ 現行の送金関係書類でその送金額等が38万円以上であることを明らかにする書類
	上記以外	無		
	70歳～		有	・親族関係書類、送金関係書類

【ポイント】

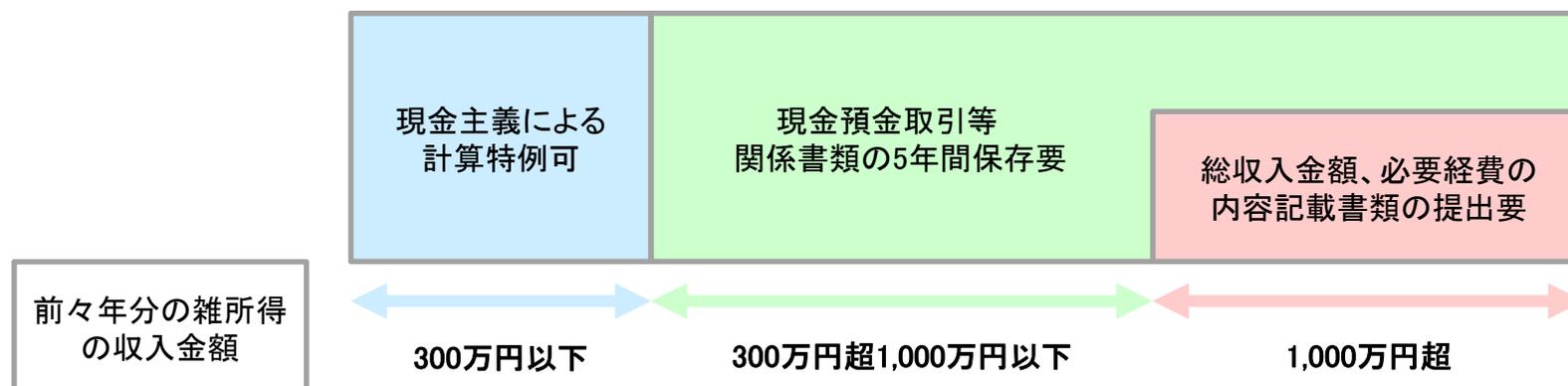
- 平成28年分から現行の書類の提出が必要となったが、今回は非居住者である扶養親族の範囲について更に要件が厳しくなった。

雑所得に係る所得の金額の計算や確定申告の見直し

増税

個人所得課税 大綱P24-25、29

- その年の前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が300万円以下である個人は、その年分の当該業務に係る雑所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入すべき金額を当該業務につきその年において収入した金額及び支出した費用の額とすることができる特例(いわゆる現金主義による所得計算の特例)の適用ができることとする。
- その年の前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が**300万円を超える個人は、現金預金取引等関係書類を起算日から5年間、その者の住所地又は居住地に保存しなければならない**こととする。
- その年の前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が**1,000万円を超える個人が確定申告書を提出する場合には、当該業務に係るその年中の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を当該確定申告書に添付しなければならない**こととする。
- 令和4年分以後の所得税について適用する。



【ポイント】

- 1,000万円を超える雑所得を生じる場合は、確定申告書に総収入金額及び必要経費の内容記載が必要となる。
- 具体例としては、原稿料、太陽光発電の売電収入、副業でのインターネット販売等が該当する。

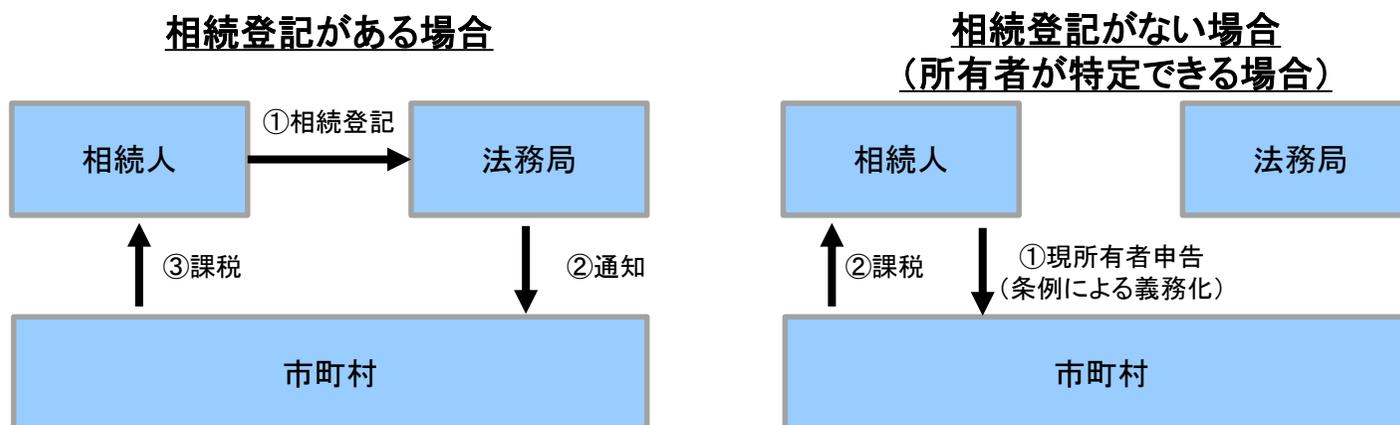
所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応①

増税

資産課税 大綱P33

- 土地又は家屋について、登記簿上の所有者が死亡している場合、現に所有している者（以下、「現所有者」という）に、市町村の条例で定めるところにより、現所有者の氏名・住所その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとする。
- 固定資産税における他の申告制度と同様の罰則を設ける。
- **令和2年4月1日以後の条例の施行日以後に現所有者であることを知った者**について適用する。

【現所有者の申告の制度化】



【ポイント】

- 現所有者を把握するため、法定相続人を調べる事務が煩雑であることから、制度化される。

所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応②

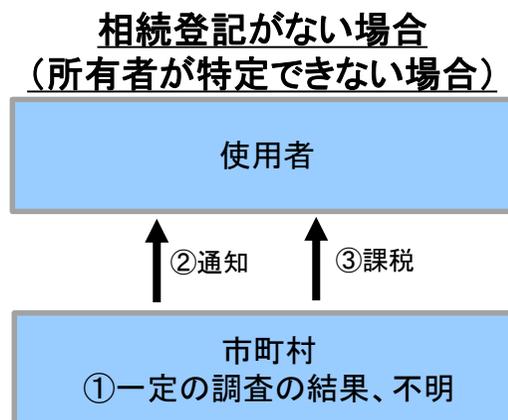
増税

資産課税 大綱P33

- 市町村は、一定の調査(※)を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする。
- 使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録する場合には、その旨を事前に使用者に通知するものとする。
- **令和3年度以後の年度分の固定資産税**について適用する。

※「一定の調査」とは、住民基本台帳、戸籍簿等の調査、使用者と思われる者やその他の関係者への質問等をいう。

【使用者を所有者とみなす制度の拡大】



【ポイント】

- 固定資産を使用している者がいても、所有者が登記されていないこと等により、所有者が特定できない場合があった。
- 現行法では、震災等の事由により所有者が不明の場合に、使用者を所有者とみなして課税できる規定はあるが、適用が限定されている。

医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の延長

減税

資産課税 大綱P34

- 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の改正を前提に、医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等の適用期限を3年延長し、令和5年9月30日までとする。

【制度の内容】



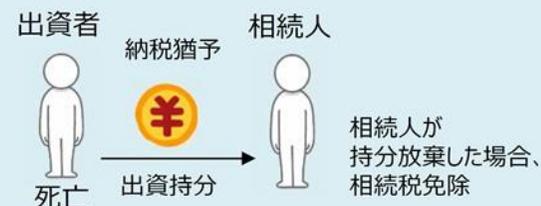
【認定要件】

- ・ 社員総会の議決があること
- ・ 移行計画が有効かつ適切であること
- ・ 移行計画期間が3年以内であること
- ・ 法人関係者に利益供与しないこと
- ・ 役員報酬について不当に高額にならないよう定めていること
- ・ 社会保険診療に係る収入が全収入の80%を超えていること 等

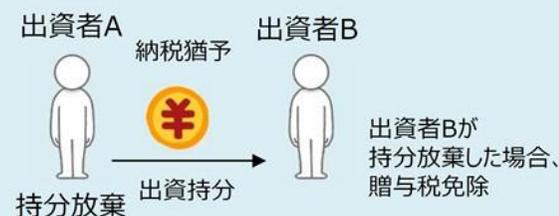
ただし、持分なし医療法人へ移行後6年を経過する日までの間に、認定要件を満たさなくなったときは、認定を取り消す。

【認定医療法人のメリット】

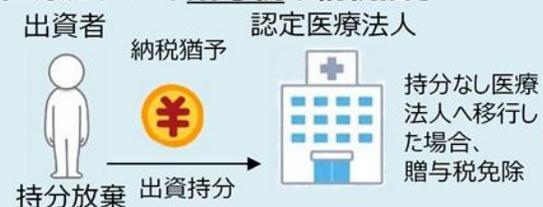
① 相続税の納税猶予



② 出資者間の贈与税の納税猶予



③ 医療法人への贈与税の納税猶予



出典：厚生労働省「令和2年度税制改正の概要(厚生労働省関係)」

資産課税に関するその他の改正項目

減税

【印紙税】

資産課税 大綱P35-36

- 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の[特例措置の適用期限を2年延長し、令和4年3月31日までとする。](#)

【相続税・贈与税】

資産課税 大綱P42-43

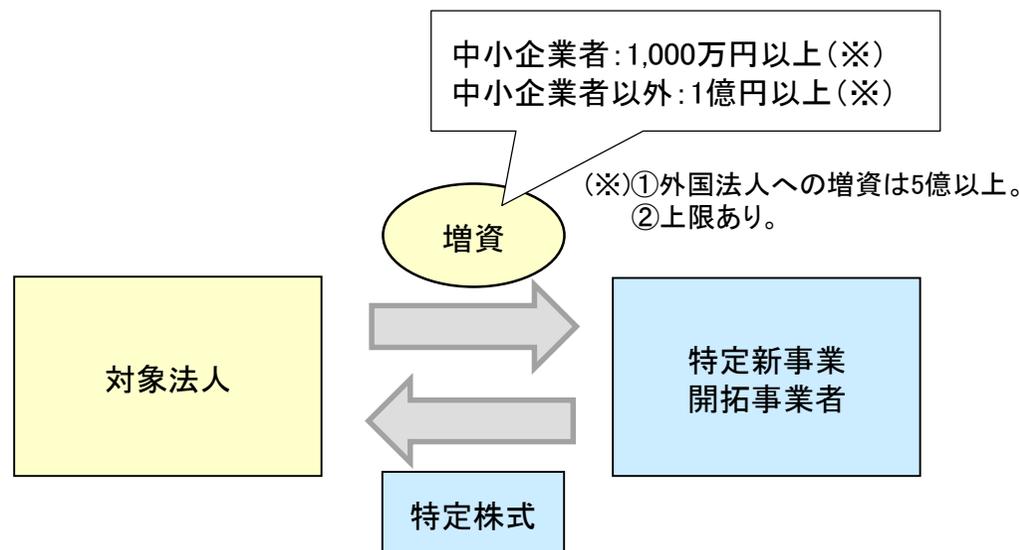
- 相続税・贈与税における次に掲げる届出書等について、貸借対照表・損益計算書の添付を要しないこととする。
 - ① 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予における継続届出書等
 - ② 担保が保証人(法人)の保証である場合における延納申請書
 - ③ 非上場株式を物納する場合における物納申請書

オープンイノベーションに係る措置の創設①

減税

法人課税 大綱P44-46、52-53

- 青色申告書を提出する法人で特定事業活動を行うものが、**令和2年4月1日から令和4年3月31日**までの間に特定株式を取得し、かつ、これをその取得した日を含む事業年度末まで有している場合において、その**特定株式の取得価額の25%以下の金額**を特別勘定の金額として経理したときは、その**経理した金額の合計額**を損金算入する。
- 取崩し事由(特定株式の譲渡等)に該当する場合には、事由に応じた金額を取り崩して益金算入する。ただし、取得から5年経過後は益金算入しない。
- **中小企業者**が特定株式を取得した場合には、**取得価額の25%の所得控除**ができる(**経理要件なし**)。ただし、その特定株式の取得から5年を経過している場合を除き、取崩し事由に該当することとなった場合には、その事由に応じた金額を益金算入する。



【ポイント】

- 所得金額が上限となる。
- 大企業は経理処理が必要となるが、中小企業者は経理処理とは関係なく所得控除となる。

オープンイノベーションに係る措置の創設②

対象法人の要件

- (1) 青色申告法人
- (2) 特定事業活動を行うこと(次のいずれかに該当)
 - ① 自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと
 - ② 新たな事業の開拓を行うことを目指すこと

特別新事業開拓事業者の要件

- (1) 産業競争力強化法の新事業開拓事業者
- (2) 特定事業活動に資する事業を行う内国法人又はこれに類する外国法人
- (3) 既に事業を開始しており、設立後10年未満

特定株式の要件

- (1) 特別新事業開拓事業者の株式
- (2) 次の要件を満たすことにつき**経済産業大臣の証明があること**
 - ① 対象法人が取得するもの、又は、対象法人が出資額割合50%超の唯一の有限責任組合員である投資事業有限責任組合の組合財産等となるもの
 - ② 資本金増加に伴う払込みにより交付されるものであること
 - ③ 払込金額が1億円以上(中小企業者は1,000万円以上)であること ※上限あり
 - ④ 対象法人が特別新事業開拓事業者の株式の取得等をする一定の事業活動を行う場合であって、その特別新事業開拓事業者の経営資源が、その一定の事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであることその他の基準を満たすこと

取崩し事由

- (1) 経済産業大臣の証明取消の場合
- (2) 特定株式の全部又は一部を有しなくなった場合
- (3) 特定株式につき配当を受けた場合
- (4) 特定株式の帳簿価額を減額した場合
- (5) 投資事業有限責任組合等の出資額割合の変更があった場合
- (6) 特別新事業開拓事業者が解散した場合
- (7) 対象法人が解散した場合
- (8) 特別勘定を任意に取り崩した場合

5G導入促進税制の創設

減税

法人課税 大綱P36、46-47

- 青色申告書を提出する法人で一定のシステム導入を行う特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律（仮称）の認定特定高度情報通信等システム導入事業者（仮称）が対象となる。
- 特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律（仮称）の施行日から令和4年3月31日まで適用する。
- 特定高度情報通信用認定等設備を取得等し、国内事業供用した場合等には、**取得価額の30%の特別償却と15%の税額控除**との選択適用ができる。ただし、税額控除における控除税額については当期の**法人税額の20%を上限**とする。
- 電波法の規程によりローカル5G無線局に係る免許（地域課題の解決に資すると市町村長が同意の上で総務大臣が認めたものに限る。）を受けた者が、新たに取得した一定の償却資産（主務大臣の確認を受けたもので、取得価額の合計額が3億円以下のものに限る。）に係る固定資産税について、**課税標準を最初の3年間価格の2分の1**とする特例措置を令和4年3月31日まで講ずる。

全国・ローカル5G事業者



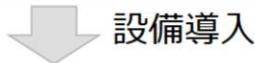
提出

特定高度情報通信等システム導入計画（仮）（主務大臣の認定）

事業者（全国・ローカル5G事業者）が提出する以下の基準を満たす計画を認定

<認定の基準>

- ①安全性・信頼性、②供給安定性、③オープン性（国際規格等）



設備導入

計画認定に基づく設備等の導入

対象設備の投資について、
課税の特例（税額控除等）

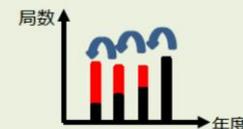
対象事業者	税額控除	特別償却
全国・ローカル5G事業者	15%	30%

（※）控除税額は、当期の法人税額の20%を上限。

【対象設備（イメージ）】

- ・全国5G事業者が整備する基地局の前倒し整備分

- 送受信設備
- 空中線（アンテナ）



- ・ローカル5G事業者が整備する5G設備

- 送受信設備
- 通信モジュール
- コア設備
- 光ファイバ



（※）ローカル5Gの活用事例（イメージ）

出典：経済産業省「令和2年度（2020年度）経済産業関係 税制改正について」

連結納税制度の見直し(グループ通算制度へ移行)

増税

減税

法人課税 大綱P47-52、87-99

- 適用法人及び適用方法は、親法人及び各子法人が法人税の申告を行う点並びに青色申告の承認を前提とする点を除き、基本的に連結納税制度と同様とする。
- グループ通算制度の適用法人は、e-Taxにより法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書を提出しなければならない。また、添付書類の提出方法及びe-taxによる申告が困難である場合の特例についても、大法人と同様になる。
- 適用法人の事業年度は、親法人の事業年度に合わせたみなし事業年度となる。(連結納税制度と同様)
- 令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。
- 連結法人は、連結親法人が令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始日の前日までに税務署長に届出書を提出することにより、グループ通算制度を適用しない単体納税法人となることができる。

連結納税制度 (現行制度)



グループ通算制度 (見直し後) ※



※令和4年4月1日以後に
開始する事業年度から適用

個別申告方式への見直し

出典: 経済産業省「令和2年度(2020年度)経済産業関係 税制改正について」

【ポイント】

- 連結法人は、届出書を提出しない場合には、自動的にグループ通算制度に移行される。

連結納税制度の見直し(グループ通算制度へ移行)

増税

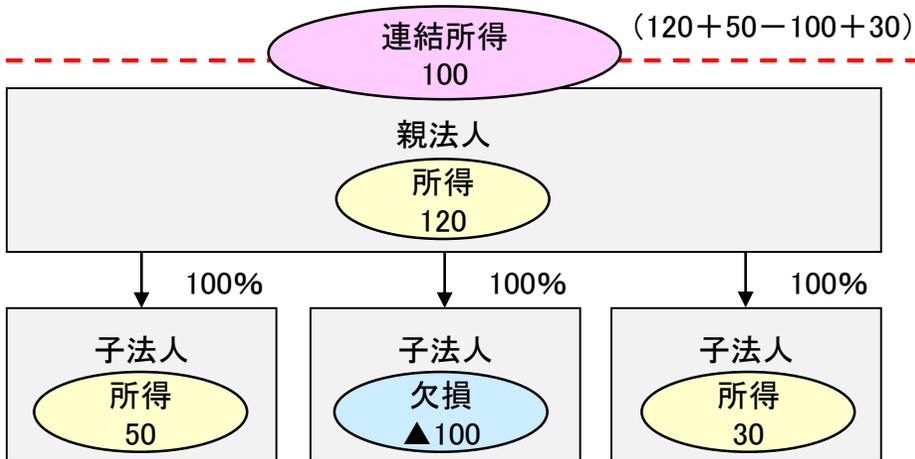
減税

法人課税 大綱P47-52、87-99

- 欠損法人の欠損金額の合計額(所得法人の所得金額の合計額を限度)を所得法人の所得金額の比で配分して損金算入し、損金算入額を欠損法人の欠損金額の比で配分して益金算入する。
- 上記の所得金額又は欠損金額が期限内申告書と異なる場合であっても、期限内申告書の記載金額を所得金額又は欠損金額とみなして損益通算及び欠損金の繰越控除を計算する。

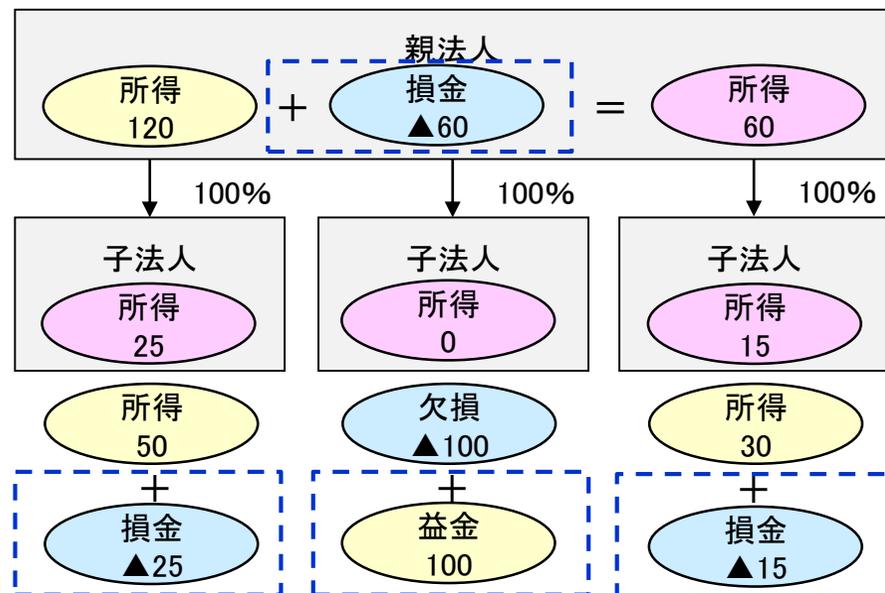
<連結納税制度>

- ①所得と欠損を通算
- ②親法人が申告



<グループ通算制度>

- ①欠損を所得比で配分して損金算入
- ②所得を欠損比で配分して益金算入
- ③各法人が個別に申告



【ポイント】

- 修正申告や更正があった場合でも通算グループ内の損益通算・繰越控除は当初申告通りとなるため、他の法人の所得には影響を与えないことになる。



単体納税制度の見直し

増税

減税

法人課税 大綱P51-52、94-98

- 受取配当等の益金不算入制度について、関連法人株式等に係る負債利子控除額を、関連法人株式等に係る配当等の額の4%相当額(その事業年度において支払う負債利子の額の10%を上限。)とし、**関連法人株式等又は非支配目的株式等に該当するか**の判定については**100%グループ内の法人全体の保有株式数等**により行う。
- 寄附金の損金不算入制度について、損金算入限度額の計算の基礎となる資本金等の額を、資本金の額及び資本準備金の額の合計額とする。
- 貸倒引当金について、**100%グループ内の法人間の金銭債権を貸倒引当金の対象となる金銭債権から除外**する。
- 資産の譲渡に係る特別控除額の特例について、**100%グループ内の各法人の特別控除額の合計額**が定額控除限度額(年5,000万円)を超える場合には、その超える部分の金額を損金不算入とする。
- 令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

項目	現行の単体納税制度	改正案
(1) 受取配当等の益金不算入 ① 関連法人株式等の負債利子控除	負債利子額×(関連法人株式等簿価/総資産簿価) ※簿価は直近2期分の合計	次のいずれか低い金額 ① 関連法人株式等の配当×4% ② 負債利子額×10%
(1) 受取配当等の益金不算入 ② 保有株式割合の判定	関連法人株式等又は非支配目的株式等は、 自社の保有割合で判定	関連法人株式等又は非支配目的株式等は、 100%グループ内の保有割合で判定
(2) 寄附金の損金不算入 損金算入限度額	限度額は「資本金等の額」を基に計算	限度額は「資本金+資本準備金」を基に計算
(3) 貸倒引当金	100%グループ内の法人間の金銭債権も 貸倒引当金設定対象	100%グループ内の法人間の金銭債権は 貸倒引当金設定対象外
(4) 資産の譲渡に係る特別控除額	自社の特別控除額が定額控除限度額(5,000万円)を 超える場合は、超える金額を損金不算入	100%グループ内の各法人の特別控除額の合計額が 定額控除限度額(5,000万円)を超える場合は、超える 金額を損金不算入

【ポイント】

- グループ通算制度を適用しない法人も含め、すべての法人に上記の改正は適用される。
- 受取配当等の益金不算入、貸倒引当金についての改正については多くの企業に影響が見込まれる。

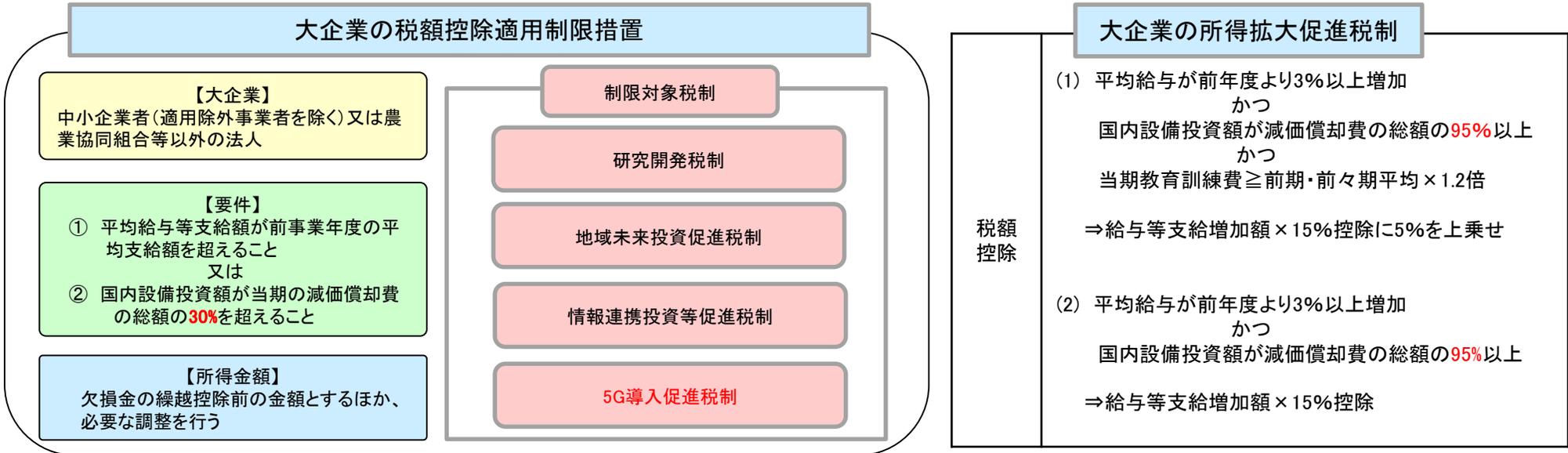


大企業規制の強化

増税

法人課税 大綱45-46

- 研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定を適用できないこととする措置について、国内設備投資額要件を現行の当期償却費総額の10%を超えることとの要件について、**当期償却費総額の30%を超えることとする。**
- 研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定を適用できないこととする措置の対象に、**特定高度情報通信用認定等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(仮称)の税額控除を加える。**
- 所得拡大促進税制の国内設備投資要件について、現行の当期償却費総額の90%以上から**当期償却費総額の95%以上とする。**
- 交際費等の損金不算入制度について、接待飲食費に係る損金算入の特例の対象法人から**資本金の額等100億円超の法人を除外する。**



【ポイント】
○ 大企業は、より一層の設備投資が求められることとなった。

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

増税

法人課税 大綱P21、60-61

- 次の見直しを行った上、適用期限を令和4年3月31日まで2年間延長する。
- 対象法人から連結法人を除外する。
- 対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数の要件を現行の1,000人以下から500人以下に引き下げる(所得税も同様)。

現行制度 【適用期限：令和元年度末まで】

	取得価額	償却方法	
中小企業者等のみ	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)	合計300万円 まで
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却 (注) (残存価額なし)	
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)	

本則

(注) 10万円以上20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

出典：経済産業省「令和2年度(2020年度)経済産業関係 税制改正について」

子会社配当と譲渡の併用スキームへの対応措置

増税

国際課税 大綱P71-72

- 法人が特定関係子法人から受ける配当等の額(事業年度開始日から既に受けた配当等の額を含む。以下、「対象配当金額」という。)が株式等の帳簿価額の10%相当額を超える場合には、その対象配当金額のうち益金不算入相当額を、その株式等の帳簿価額から引き下げることにする。
- 特定関係子法人とは、配当決議日において特定支配関係を有する他の法人をいう。
- 特定支配関係とは、一の者(一の者と特殊の関係のある者を含む。)が他の法人の株式等又は一定の議決権の数等の50%超を直接又は間接に有する場合における当該一の者と他の法人との関係等をいう。
- 次に掲げる配当等の額は、本措置の対象から除外する。
 - (1) 内国普通法人である特定関係子法人の設立日から特定支配関係発生日までの間において、その発行済株式総数等の90%以上を内国普通法人等又は居住者が有する場合の対象配当金額
 - (2) ①-② \geq ③の場合の対象配当金額
 - ① 配当決議日の属する特定関係子法人の事業年度開始日における当該特定関係子法人の利益剰余金の額
 - ② 当該開始日からその配当等を受ける日までの間に特定関係子法人の株主が受ける配当等の総額
 - ③ 特定支配関係発生日の属する特定関係子法人の事業年度開始日における利益剰余金の額に一定の調整を加えた金額
 - (3) 特定支配関係発生日から10年経過日以後に受ける配当等の額
 - (4) 2,000万円以下の対象配当金額
- 対象配当金額のうち、特定支配関係発生日以後の利益剰余金の額から支払われたものと認められる部分の金額がある場合には、その部分の金額を超える金額を益金不算入相当額とすることができる。

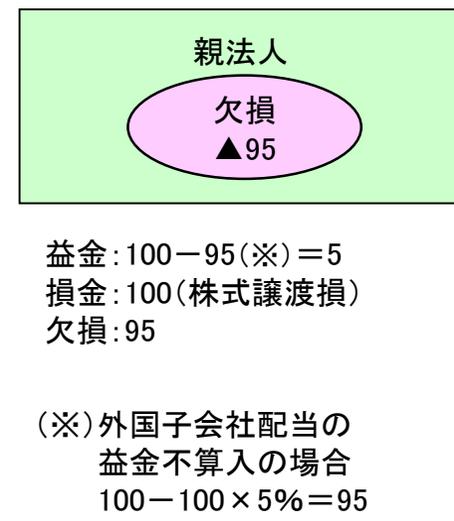
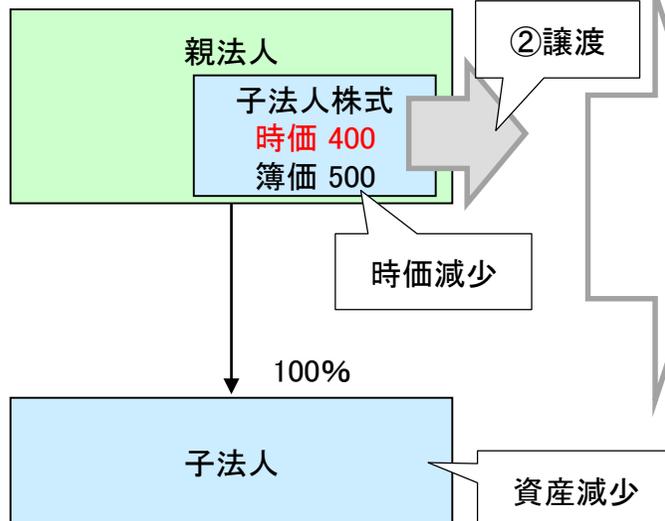
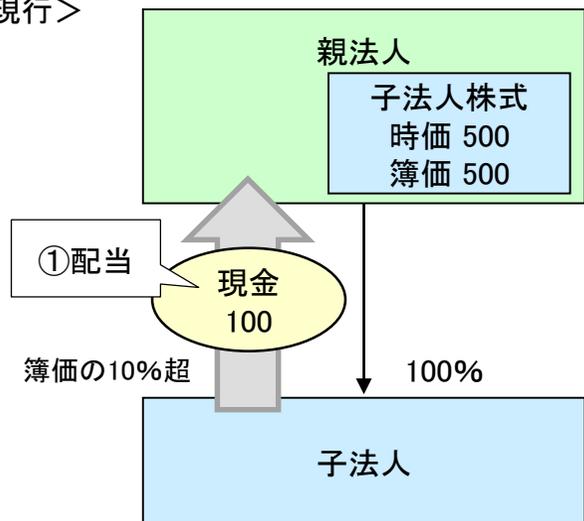
【ポイント】

- これまでに株主のうちに外国法人又は非居住者がいた会社については注意が必要となる。
- 帳簿価額10%相当額の判定は、配当等を受ける事業年度開始日から事業年度終了までの1事業年度の合計額により行う。

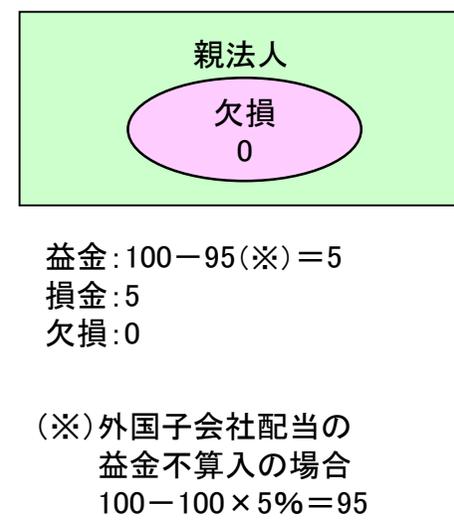
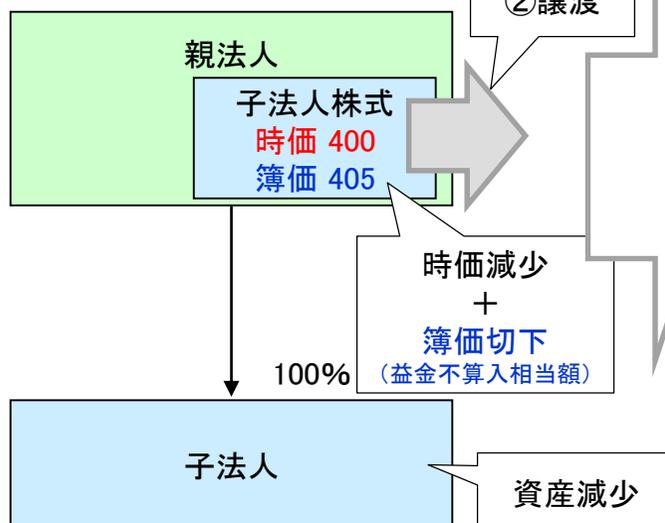
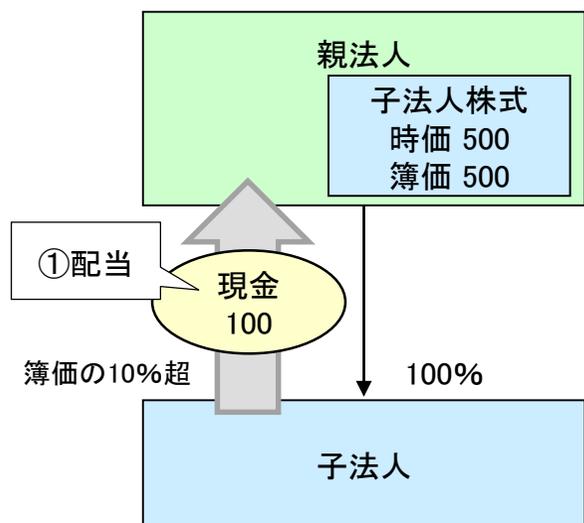
子会社配当と譲渡の併用スキームへの対応措置

増税

<現行>



<改正案>



法人課税 その他の改正項目

増税

減税

法人課税 大綱P45-46、52

【交際費等の損金不算入制度・中小法人に係る損金算入の特例】

- 適用期限を2年間延長し、令和4年3月31日までとする。

【接待飲食費に係る損金算入の特例】

- 対象法人から資本金の額等が100億円を超える法人を除外した上、適用期限を2年間延長し、令和4年3月31日までとする。

法人課税 大綱P54-56

【企業版ふるさと納税の見直し】

- 手続きの抜本的な簡素化・迅速化のほか、さらに寄付しやすくなるような税額控除割合を現行の3割から6割に引き上げた上で、5年延長する。

法人課税 大綱P59-60

【特定資産の買換特例の延長】

- 特定資産の買換特例について、既成市街地等の内から外への買換えについて、譲渡資産から工場の立地が制限されていなかった区域内にある建物又はその敷地の用に供されている土地等を除外する見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

法人課税 大綱P60

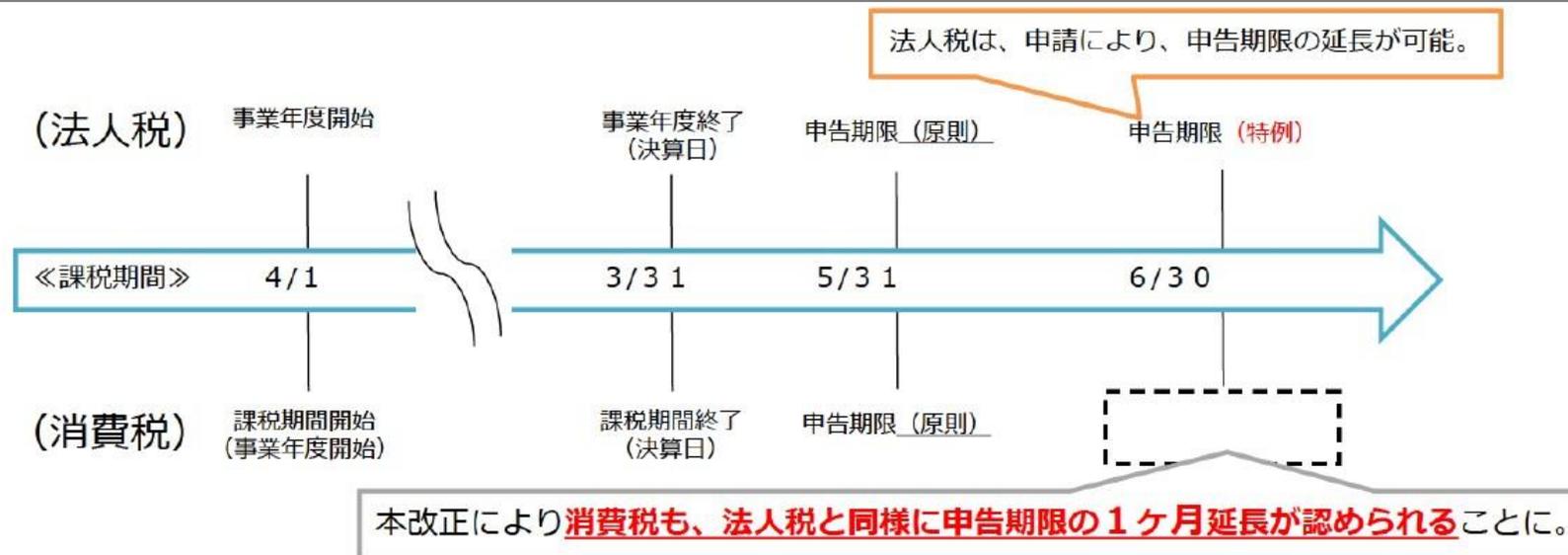
【欠損金の繰戻還付制度の延長】

- 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置について、所要の経過措置を講じ、設備廃棄等欠損金額の特例を廃止した上、不適用措置の適用期限を2年延長する。

消費税の申告期限延長特例の創設

消費課税 大綱P66

- 法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、その確定申告書の提出期限を1ヶ月延長する。
- 届出書を提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間についてその効力を生じる。
- 確定申告書の提出期限が延長された期間の消費税の納付は、延長された期間に係る利子税を合わせて納付する。
- 令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用する。



出典: 経済産業省「令和2年度(2020年度)経済産業関係税制改正について」

【ポイント】

- 法人税の確定申告期限延長の特例に合わせる形での改正であるため、課税期間を短縮している場合には事業年度末日を含む課税期間の申告のみが延長特例の対象となる。
- 見込み納付をしないと利子税の対象となる。

外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

減税

消費課税 大綱P69

- 消費税の免税販売手続が可能なものとして一定の基準を満たす自動販売機を設置した場合には、当該設置に係る輸出物品販売場の許可につき人員配置は要しないものとする。
- 令和3年10月1日以後に行われる輸出物品販売場の許可申請について適用する。

- 免税販売手続が可能な一定の基準を満たす自動販売機を設置した場合、その自動販売機の設置に係る免税店の許可については、人員の配置を不要とする措置を講じる。

(現行)



【許可要件】

免税販売手続に必要な
人員の配置等が必要

(追加)



【許可要件】

一定の基準を満たす自動販売機の
設置については人員の配置が不要

(自動販売機で行う手続の一例)

- パスポートの本人確認
→ 顔認証機能で代替
- パスポート情報の読取
→ 文字認識機能で代替

これまでの消費税免税制度の拡充

〈第一弾〉(平成26年10月運用開始)

- ・ 一般物品に加え、消耗品も消費税の免税対象に追加

〈第二弾〉(平成27年4月運用開始)

- ・ 免税手続きの第三者への委託を可能とし、免税手続一括カウンターの設置等

〈第三弾〉(平成28年5月運用開始)

- ・ 一般物品の購入下限額引下げ
- ・ 購入者誓約書の電磁的記録による保存等

〈第四弾〉(合算 : 平成30年7月運用開始
電子化 : 令和2年4月運用開始予定)

- ・ 一般物品と消耗品の合算
- ・ 免税販売手続きの電子化

〈第五弾〉(令和元年7月運用開始)

- ・ 「臨時免税店」制度の創設

出典: 観光庁「外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充」

【ポイント】

- 人員配置が不要な自動販売機による免税販売が可能となる。

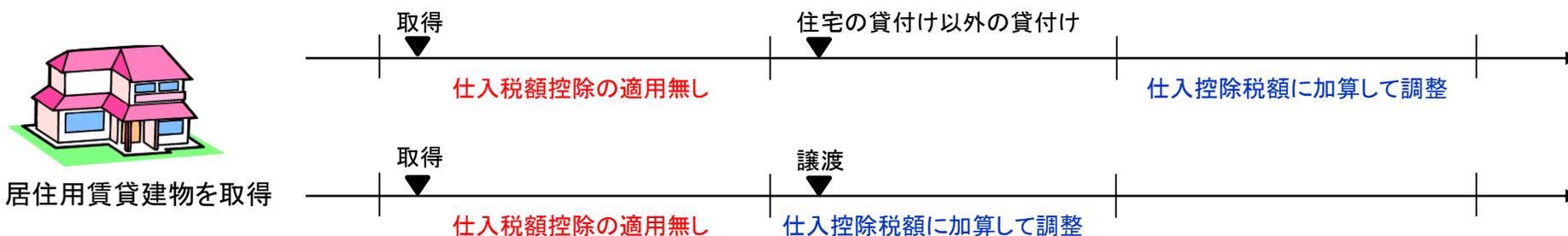
居住用賃貸建物の取得等の仕入税額控除の見直し

増税

消費課税 大綱P68-69

【居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除】

- 居住用賃貸建物(住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産に該当するもの)の課税仕入れについては仕入税額控除制度の適用を認めないこととする。ただし、居住用賃貸建物のうち、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分は従来どおり仕入税額控除制度の対象とする。
- 仕入税額控除制度の適用を認めないこととされた居住用賃貸建物につき、仕入れの日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に、住宅の貸付け以外の貸付の用に供した場合又は譲渡した場合は一定の計算に基づく金額を仕入控除税額に加算して調整する。
- 令和2年10月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合について適用する。ただし、令和2年3月31日までに締結した契約に基づき令和2年10月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合には適用しない。
- 住宅の貸付けに係る契約において、貸付けに係る用途が明らかにされていない場合であっても、**当該貸付けの用に供する建物の状況等から人の居住の用に供することが明らかな貸付けについては消費税を非課税とする。**
- 令和2年4月1日以後に行われる貸付けについて適用する。



【ポイント】

- 住宅の貸付け以外の貸付けの用に供した場合は必ず3期目での調整となる。
- 住宅の貸付用でないことが不明なものについても仕入税額控除が認められない。
- 不動産取引業者などは資金繰りへの影響も大きい。

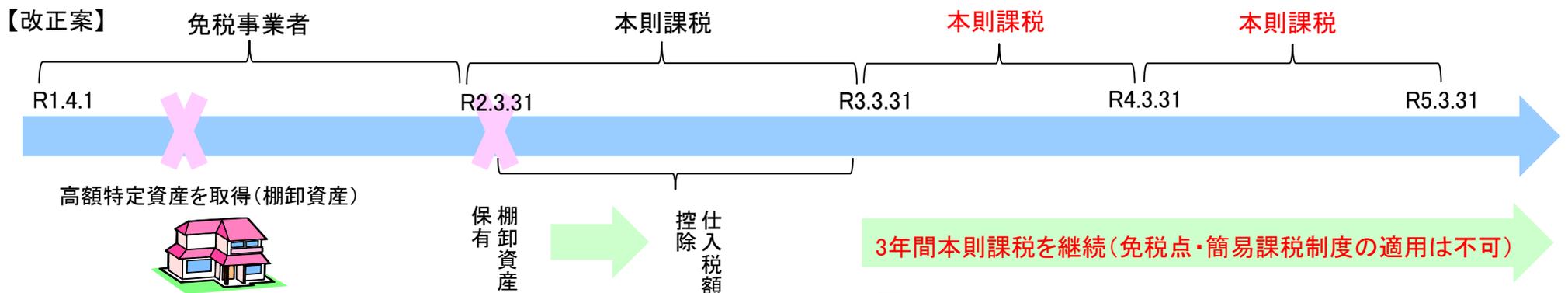
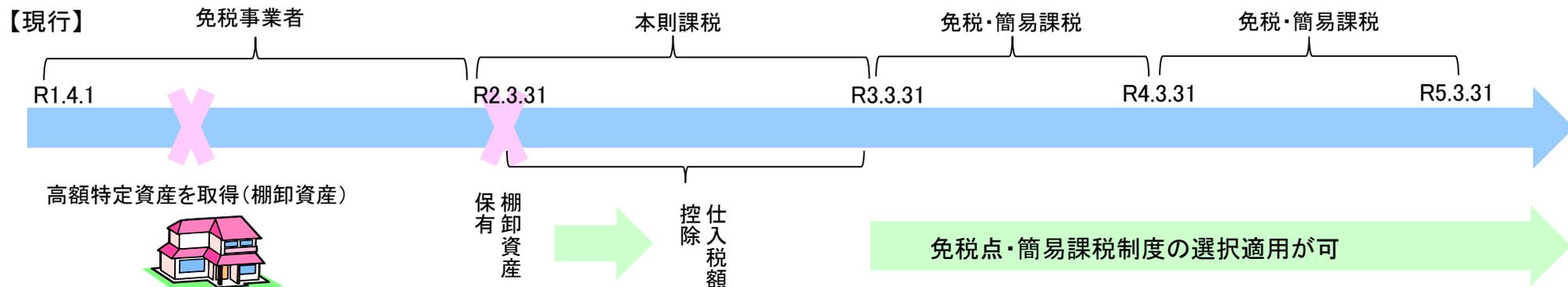
高額特定資産を取得した場合の各種適用制限

増税

消費課税 大綱P68-69

【高額特定資産を取得した場合の免税点制度及び簡易課税制度の適用制限】

- 高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用の制限する対象に**高額特定資産である棚卸資産が納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整措置**(以下、「棚卸資産の調整措置」という)の適用を受けた場合を加える。
- 令和2年4月1日以後に棚卸資産の調整措置の適用を受けた場合について適用する。



電子帳簿等保存制度の見直し

納税環境整備 大綱P77

- 国税関係帳簿書類の保存義務者が電子取引を行った場合の電磁的記録の保存方法の範囲に次の方法を加える。
 - (1) 発行者のタイムスタンプが付された電磁的記録を受領した場合において、その電磁的記録を保存する方法
 - (2) 電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステムにおいて、その電磁的記録の授受及び保存を行う方法
- 令和2年10月1日から施行する。

- ① ユーザー（受領者）が自由にデータを改変できないシステム（サービス）を利用
- ② 発行者側でタイムスタンプを付与
のいずれかを満たし、受領者側で自由にデータ改編ができないことを担保



国税関係書類が、**適切に保存されている**ものとして取り扱うことが可能となる。

出典：経済産業省「令和2年度（2020年度）経済産業関係税制改正について」

利子税・還付加算金等の割合の引下げ

増税

減税

納税環境整備 大綱P81-83

- 利子税・還付加算金等の計算の基礎となる特例基準割合について、財務大臣が告示する割合(平均貸付割合)に年1%の割合を加算していたものを年0.5%の割合に引き下げる。
- 令和3年1月1日以後の期間に対する利子税・還付加算金等について適用する。

	現行	改正案
利子税	平均貸付割合 + 1%	平均貸付割合 + 0.5%
還付加算金	平均貸付割合 + 1%	平均貸付割合 + 0.5%

【ポイント】

- 延滞税については納税の猶予等を受ける場合を除き現行どおりの割合となる。
- 輸出事業者など消費税の還付が常態である企業は影響が大きい。

申告・届出手続等の見直し

納税環境整備 大綱P76-78

【振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届の電子化】

- 振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出についてe-Taxにより申請等を可能にするるとともに、その情報を送信する際、その申請等を行う者の電子署名及び電子証明書を送信を要しないこととする。
- 令和3年1月1日以後に行う申請等について適用する。

【準確定申告の電子的手続の簡素化】

- e-Taxによる所得税の準確定申告書の提出について、その準確定申告書に記載すべき事項と併せて申告書確認情報を送信する場合には、その申請等相続人以外の相続人の電子署名及び電子証明書を送信を要しないこととする。
- 令和2年1月1日以後に提出する令和2年分以後の所得税の準確定申告書について適用する。

【納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化】

- 振替納税を行っている個人が他の税務署管内へ納税地を異動した場合において、その個人が提出する納税地の異動届出書等に、その異動後も従前の金融機関の口座から振替納税を行う旨を記載したときは、異動後の所轄税務署長に対してする申告等について振替納税を引き続き行うことが可能となるよう、運用上の対応を行う。
- 令和3年1月1日以後に提出する納税地の異動届出書等について実施する。

【納税証明書の電子的請求手続等の柔軟化】

- 納税証明書の電子的請求について電子委任状を添付して行うことを可能とし、その交付の請求に係る情報を送信する際、委任者の電子署名及び電子証明書を送信を要しないこととする。
- 納税証明書の電子的交付について、税務署長等の電子署名及び電子証明書を送信に代えて納税証明書に記載すべき事項が記録されたQRコードを添付することにより、申請者が納税証明書を複数印刷して使用することを可能とする。
- 令和3年7月1日以後に行う請求について適用する。

国外財産調書制度等の見直し①

増税

減税

納税環境整備 大綱P78-79

【相続国外財産に係る相続直後の国外財産調書等への記載の柔軟化】

- 相続開始年の12月31日基準の国外財産調書については、相続人等が相続又は遺贈により取得した国外財産を記載しないで提出することができる。
- 国外財産の価額の合計額から相続国外財産の価額の合計額を除外して提出義務を判定する（財産債務調書における相続財産についても同様とする。）。
- 令和2年分以後の国外財産調書又は財産債務調書について適用する。

【国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の見直し】

- **相続国外財産に対する相続税に関して修正申告等（修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更正若しくは決定）があった場合においても、加算税の加重措置を適用する。**
- 次のいずれかに該当する場合は、**加算税の加重措置は適用されない**（財産債務調書における相続財産についても同様とする。）。
 - イ 相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がなく提出期限内に国外財産調書の提出がない場合
 - ロ 相続国外財産を有する者の責めに帰すべき事由がなく国外財産調書に記載すべき相続国外財産についての記載がない場合（記載不備の場合を含む。）
- 令和2年分以後の所得税又は令和2年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用する。

【過少申告加算税等の特例の適用の判定の基礎となる国外財産調書等の見直し】

- 相続国外財産に対する相続税に関し修正申告等があった場合の過少申告加算税の適用判定の基礎となる国外財産調書については、**加重措置は次の調書全て、軽減措置は次のいずれかの調書**とする（軽減措置については、財産債務調書における相続財産についても同様とする。）。
 - イ 被相続人の相続開始年の前年分の国外財産調書
 - ロ 相続人の相続開始年の年分の国外財産調書
 - ハ 相続人の相続開始年の翌年分の国外財産調書
- 令和2年分以後の所得税又は令和2年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用する。

国外財産調書制度等の見直し②

増税

納税環境整備 大綱P79-80

【国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示又は提出がない場合の加算税の軽減措置及び加重措置の特例の創設】

- 国税庁等の職員から国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る書類のうち、通常保存し、又は取得することができるものと認められるものの提示又は提出を求められた場合において、提示等を求められた日から60日以内の指定日までに、その**提示等をしなかったとき**(その者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。)における**加算税**については、**軽減措置は適用せず、加重措置は10%とする。**
- **令和2年分以後の所得税又は令和2年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税**について適用する。

<現行>

	過少申告加算税割合
通常	10%
調書に記載あり	5% (5%軽減)
調書の不提出・記載不備	15% (5%加重)

<改正案>

		過少申告加算税割合
通常		10%
調書に記載あり	下記以外	5% (5%軽減)
	指定日までの取得・運用・処分に 係る書類等の不提示・不提出	10% (軽減なし)
調書の不提出・記載 不備	下記以外	15% (5%加重)
	指定日までの取得・運用・処分に 係る書類等の不提示・不提出	20% (10%加重)

【ポイント】

- 国外での取引に関する書類はすべて保存し、提出可能な状態にしておく必要がある。